

## 大田区総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

### 1 件名

大田区総合計画策定支援業務委託

### 2 業務の概要

#### (1) 目的

本業務は、大田区基本計画（以下「基本計画」という。）及び大田区実施計画（以下「実施計画」という。）を含む新たな総合計画の策定に向けた支援を行うものであり、受託者からの専門的なアドバイスや提言を得ることにより、区の現状や課題、区を取り巻く社会情勢等を踏まえた、的確かつ魅力的な総合計画の策定につなげることを目的とする。

なお、基本計画及び実施計画の策定期間は令和6年度以降を予定している。本業務は、区の現状や課題等を分析し、区の目指すべき将来像を明確にするとともに、基本計画及び実施計画の策定につなげていくものである。

#### (2) 委託業務内容

仕様書（案）のとおり

なお、「仕様書（案）」は、この業務の事業候補者選定を行うためのものであり、実際の仕様書の作成に当たっては、事業候補者から提出された企画提案を基に双方協議のうえ、一部変更するものとする。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月20日まで

#### (4) 予算金額（上限額）

¥22,990,000（税込）

#### (5) 全体スケジュール

令和5年度は、論点集の作成、大田区将来ビジョン又は大田区基本構想の策定、審議会及び専門部会の運営支援、区民参画（ワークショップ等）の実施支援等を行う。

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、大田区での競争入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）にないこと。

(7) 過去5年以内に自治体の総合計画策定支援（アンケート調査等の基礎調査のみの支援委託は除く）に関する実績があること。

#### 5 契約交渉順位決定までのスケジュール予定

日時	事項
令和5年2月9日（木）	募集要領公表（区ホームページによる）
令和5年2月9日（木） ～2月16日（木）	質問受付期間
令和5年2月21日（火）	質問書の回答
令和5年2月22日（水） ～3月2日（木）	応募書類の提出期間
令和5年3月10日（金） 予定	第一次審査（書類審査）
令和5年3月中旬 予定	第一次審査結果の通知
令和5年3月29日（水） 予定	第二次審査（企画提案及びヒアリング）
令和5年3月下旬 予定	審査結果通知

#### 6 参加申込み

##### (1) 提出書類（大田区ホームページからダウンロード）

アは1部、イ～カは正本1部、副本9部を提出すること。

- ア 参加表明書【様式1】
- イ 事業者概要書【様式2】
- ウ 企画提案書【様式3】
- エ 業務実績書【様式4】
- オ 業務の実施体制【様式5】
- カ 見積書【様式6】及び内訳書（任意様式）

##### (2) 企画提案書

###### ア 提案内容

以下の内容を包含した提案とすること。

###### (ア) 大田区総合計画策定に関する提案

- a 近年の重要な社会テーマや区内外の様々な社会情勢等を踏まえた効果的なデータ収集及び分析手法
- b （仮称）大田区論点集の目的を踏まえた構成、記載内容、レイアウト、デザイン、活用方法等
- c 大田区将来ビジョン又は大田区基本構想の目的を踏まえた、コンセプト、構成、記載内容、レイアウト等
- d 大田区将来ビジョン又は大田区基本構想について、区民等に分かりやすくかつ訴求力のあるデザインとするための工夫及び体制
- e 効果的な区民参画の手法とその反映方法等

###### (イ) その他の提案や自由意見

## イ 構成

### (ア) 表紙

企画提案書【様式3】を用いること。

### (イ) 目次

任意書式にて作成すること。

### (ウ) 企画提案内容

任意書式にて作成すること。なお、別添の仕様書(案)の業務内容を参照のうえ作成し、併せて業務スケジュールを示すこと。

## ウ その他

(ア) サイズは日本工業規格A4縦型(A3サイズを使用する場合は片袖折)とすること。

(イ) 表紙及び目次を含め、15枚(30ページ)を限度とすること。

### (3) 提出期間

令和5年2月22日(水)9時から3月2日(木)17時まで

### (4) 提出方法

事前に担当へ日時等を連絡のうえ、以下の提出先に持参すること。

### (5) 提出先及び問合せ先

大田区企画経営部企画課 政策・企画担当(大田区役所本庁舎5階14番窓口)

担当者 中村・堀之蘭・黒沼

電話 03-5744-1735

ファックス 03-5744-1502

E-mail kikaku@city.ota.tokyo.jp

### (6) 留意事項

ア 副本は提案者が特定される表示(会社名、代表者名、会社ロゴ等)を削除すること。

イ 押印が必要な書類の副本については、写しでも可とする。

## 7 質問書の受付及び回答

### (1) 提出書類(大田区ホームページからダウンロード)

質問書【様式7】

### (2) 提出期間

令和5年2月9日(木)から令和5年2月16日(木)17時まで

### (3) 提出方法

電子メールでの受付のみとする。タイトルは「大田区総合計画策定支援業務委託に関する質問(事業者名)」とし、送信後は必ず電話連絡すること。

### (4) 提出先及び問合せ先

6(5)と同様

### (5) 回答方法

全ての質問を一覧化し、令和5年2月21日(火)頃に質問書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。なお、質問が無かった事業者については、参加表明書提出後に参加表明書【様式1】に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

(6) 質問内容

質問は本募集要領、仕様書（案）及び企画提案書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。また、質問の内容によって、本プロポーザルによる事業候補者選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

8 審査方法

大田区総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会において一次審査及び二次審査を実施し、その結果を総合的に審査し、最も優れていると認められる者及び次点の者の2者を事業候補者として選定する。

(1) 評価内容

主な評価基準	主な評価項目
企画提案内容	事業目的を理解し、区の求めている仕様を十分に満たす提案内容であるか
	データ収集・分析手法に関して効果的な提案がなされているか
	(仮称) 大田区論点集の策定支援に関する効果的な提案がなされているか
	大田区将来ビジョン又は大田区基本構想の策定支援に関する効果的な提案がなされているか
区民参画手法に関して効果的な提案がなされているか	
業務実績	他自治体等における類似業務実績があるか
執行体制	本業務を遂行するにあたり適切な体制を構築しているか
プレゼンテーション	プレゼンテーションは、提案書類を十分に理解し、説得力のある説明であったか
質疑応答	選定委員の質問に対する回答は、説得力のあるものだったか

(2) 一次審査（書類審査）

提出された応募書類により書類審査を実施し、事業者を上位3者程度に選定する。

一次審査の結果は、審査を行った全ての事業者に、令和5年3月中旬（予定）に文書で通知する。なお、二次審査を行う事業者には、二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(3) 二次審査（企画提案及びヒアリング）

一次審査を通過した事業者は、令和5年3月29日（水）（予定）に企画提案書等に関するプレゼンテーションを行い、その後、選定委員からの質疑応答を行う。なお、会場は大田区役所本庁舎内で実施予定であり、各事業者の出席者は3名以内とし、本件の中心的役割を担う者は出席すること。

二次審査の結果は、令和5年3月下旬（予定）に当該審査を行った全事業者に対し、文書で通知する。

(4) その他

ア 審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

イ 得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

ウ 本プロポーザルに関して参加事業者が1者の場合でも、審査を実施する。

エ プロポーザル方式による選考後、事業候補者と事業内容や契約内容等を協議する。事業候補者と協議が整わない場合は、一次審査、二次審査の総合評価点が2番目に高い事業者と協議を進めるものとする。

オ 応募書類等の返却は行わない。また、応募書類等の作成及び提出に関する一切の費用は応募者の負担とする。

9 参加の辞退

(1) 提出書類（大田区ホームページからダウンロード）

辞退届【様式8】

(2) 提出期間

令和5年2月22日（水）9時から3月3日（金）17時までとし、それ以降の辞退は認めない。

(3) 提出方法

事前に担当へ日時等を連絡のうえ、以下の提出先に持参すること。

(4) 提出先及び問合せ先

6（5）と同様

10 欠格事由

提案者が以下の要件に該当する場合には、選定委員会において審査の対象から除外する。

(1) 参加資格を満たさない場合

(2) 本募集要領に定める手続きを遵守しない場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積金額が著しく妥当性を欠くと判断される場合

11 その他

(1) 本プロポーザルは、企画・提案能力等が優れた事業候補者を選定するものであり、業務の詳細については事業候補者選定後、双方協議のうえ仕様書を定めるものとする。

(2) 本件は、令和5年度契約の準備行為であり、大田区議会の当該年度予算議決がない場合には契約できない。

(3) 提案内容について、契約の目的が十分に達成できないものであると区が判断したときは、受託候補者を選定しない。